

# 博士學位論文

内容の要旨

および

審査結果の要旨

甲第47号

2006

創価大学

本号は学位規則(昭和28年4月1日文部省令第9号)第8条の規程による公表を目的として、平成18年9月23日に本学において博士の学位を授与した者の論文内容の要旨および論文審査の結果の要旨を収録したものである。

学位番号に付した甲は、学位規則第4条2項(いわゆる課程博士)によるものである。

創価大学

氏名（本籍）	吉野 良子（岡山県）
学位の種類	博士（社会学）
学位記番号	甲第47号
学位授与の日付	平成18年9月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 創価大学大学院学則第17条第2項 創価大学学位規則第3条の3第1項該当
論文題目	ヨーロッパ・アイデンティティとEU
論文審査機関	文学研究科委員会
論文審査委員	主査 中西 治 文学研究科教授 委員 栗原 優 文学研究科教授 委員 中野 毅 文学研究科教授

2006年7月14日

## 博士論文審査および最終試験報告書（課程博士）

主査委員 中西 治  
委員 栗原 優  
委員 中野 毅

博士（社会学）学位請求論文提出者

氏名 吉野 良子（よしの りょうこ）（女）

生年月日 1975年4月19日（31歳）

論文題目

ヨーロッパ・アイデンティティと EU

### 1. 論文内容の要旨

本論文は序章と三部六章および結論から成っており、ヨーロッパの統合とアイデンティティの問題を検討している。

本論文執筆者の研究の動機と意図は次のようなものである。

EU とはいかなる政体か。この問いをめぐる古典的対立軸は新機能主義と現実主義であった。だが、統合の進展に伴って、連邦にまでは至らないが、さりとて単なる国家連合の域はすでに越えているがゆえに、新しい「独特の（Sui Generis）政体」と EU を位置づける立場が主流を占めるようになってきている。そして近年、第三の立場としてガバナンス論が浮上している。しかしながら、果たして EU は「独特の政体」であろうか。総体としての EU はガバナンス概念で把握されうる存在であろうか。

統合運動は単一通貨と共同体法規を獲得し、EU 市民という名の人民を持ち、「ヨーロッパ憲法」の確立を視野に入れ、外交・安保の領域においても次第に共同体化を進展させつつある。こうしたさらなる統合の深化と変化を背景に、EU をして「新しい国家性」、あるいは「複数のネーションからなるヨーロッパ国家（European state of nations）」、「経済的連邦制」と位置づける研究も提起され始めている。

しかしながら、いずれの立場も統合運動が持つナショナリズム的力学を正当に評価できていない。それを否定あるいは排除しようとするか、逆に加盟諸国の次元において固執するかのどちらかである。またはナショナリズムを超越しようとしながらも、結局のところ暗黙の内にその構造を忍び込ませる失敗を犯している。さらには、EU の国家性を指摘するいずれの研究も、分岐点を 1980 年代中葉の単一議定書に置いており、1970 年代前半に EU プログラムが始動した事実を把握していない。パリ宣言で EU への転換が図られ、翌 1973 年のヨーロッパ・アイデンティティ宣言、その後のアイデンティティ政策へと続く、人間の内面深くに直接的に介入する方法論が確立された一連の流れは、政体としての EU を理解するうえできわめて重要であるが、未だ明らかにされていない。

本論文の目的は、先行研究を批判的に検討し、これまで分析対象とされてこなかった

ヨーロッパ・アイデンティティの創造といった観点から、「独特の政体」とされてきた EU に内在する統合運動そのものが、境界で区切られた特定の領域内部である一定規模以上の人間集団を凝集化させることを可能ならしめるナショナリズムとの連続性を強くもつ政治運動であり、したがってナショナリズムがもつ排他的構造を内包すると同時に、既存のナショナリズムとの競合関係に陥ることを避けるべく巧妙な戦略が採用されたとの仮説を検証することである。

## 第一部 EU への接近方法——ナショナリズムとアイデンティティ

第一部では上記の仮説を検証するための理論的枠組みおよび方法論が整理されている。

序章「諸国民の統合—問題、視座、方法—」では、まず EU に使用されるユニオンという形態が「連合」でも「同盟」でもなく、連邦主義を内在化させ、内部にある程度の自立性を保った権威主体を含みながらも、全体としてひとつの系をなした上位権力主体であるとする本稿の定義が示されている。1972年のパリ宣言に記された「国家間関係の全体を Union へ転換させる」との文言は、共同体によってその構築が目指されたユニオンという統合形態が通貨同盟や軍事同盟といった恒久的に部分に限定された関係性ではなく、全体に適応させることが意図された関係性概念であったことを明らかにしている。また、合衆国憲法前文に記されたユニオンが邦連合（confederation）を超越して獲得されるべき「連邦的政治体」であったこと、統合運動初期において合衆国がそのモデルとして想起されていたことに鑑みるならば、EU 条約に選択的離脱の条項が記されていない事実は、EU が国家連合を超越する新たな権力主体として起草されたことを象徴的に示している。

では、そうした展望はどのような方法論によって実現が目指されたのであろうか。ジャン・モネの言説を分析するならば、次のような矛盾した戦略が同居し、ダイナミックに実行されてきたことを理解することができる。統合運動が先の両大戦の原因と考えられたナショナリズムと主権の超越を目的としながらも、「ヨーロッパ」がひとつとなるためには諸国民の間に「人間精神の静かなる革命」が成し遂げられる必要があった。「総力戦」後の歴史において既存のナショナリズムを超える新たな凝集力を生み出すには、政策遂行者だけでなく被統治者らがもつとも慣れ親しんだ方法論によって統合の土台となる一人一人の心のなかに「ヨーロッパ」が場所を占める必要があったのである。つまり、「人間精神の静かなる革命」によって形成される「ヨーロッパ人」の創造という企図には既存のナショナリズムとの競合関係に陥ることなく、同程度の強靱な凝集力をもつ方法論が求められたと言えよう。

それはナショナリズムがもつ目的と手段を分離させ、その手段のみが現実的方法論として採用されたことを意味している。特に、1973年のヨーロッパ・アイデンティティ宣言以降の EU は、ハースが重要視した「意識を自覚し維持するための技術」として、ヨーロッパ・アイデンティティを発明し、それを実践してきたのである。このような統合運動をナショナリズム・モデルで説明することの妥当性は、たとえばブリュリーが明らかにした 19 世紀ヨーロッパにおける統一ナショナリズム（独伊）の事例と比較することでいっそう明らかになるし、事実、ネーションを構成する「客観的」と考えられてきた諸要素を、共同体は積極的に自らに付与してきたのである。

続く第1章「アイデンティティ概念の理論的検討」では、本稿のキーワードであるヨーロッパ・アイデンティティを理論的に再検討するべく、エリクソンやG. H. ミード、T. ラックマン、ゴフマンといった社会学者たちのアイデンティティ概念を再構築することで、「アイデンティティ・ポリティクス」や政治的アイデンティティの文脈において、通常排除の論理を内包するとされる同概念が、実のところ個人と社会の弁証法により包摂の論理に依拠して形成されるものであることを明らかにしている。これにより、ヨーロッパ・アイデンティティは一般に記述されてきたようなナショナル・アイデンティティとのゼロ・サム関係で位置づけられるものではないが、集団的アイデンティティとして消費され政治的資源として利用される限りにおいて、権力装置の役割を果たす構造が提示される。

なお、ヨーロッパ・アイデンティティ研究はEU諸国において1990年代に開始され、EUの将来像が「タブーなく」議論され始めた2000年以降に本格化している。つまり、アイデンティティを共同体次元で語りうるには十分な統合の進展と深化、すなわち「波及効果」が現実のものとなる必要があったと言えよう。しかしながら、日本において同問題に関する本格的な研究は未だ存在しないし、EU諸国の研究においても、ヨーロッパ・アイデンティティに対して否定的評価を下すか、強力なナショナル・アイデンティティと脆弱なヨーロッパ・アイデンティティという枠組を指摘するにとどまる場合が多い。本稿はこうした両者の二項対立という構図には与しない。両者が対立関係というよりむしろ共存関係にあること、あるいはナショナル・アイデンティティの存在がヨーロッパ・アイデンティティの創造にとって必ずしも障害となっていないことを明らかにする。この点で、既存の研究とは異なる見解を提示するものである。

こうしたナショナリズムとアイデンティティという視座の採用は、EUという対象に上からだけでなく下からも接近することを可能とするだろう。というのも、アイデンティティが〈個〉の内実には構築されるという意味において、これまでの中心テーゼであった公権力中心主義に対するアンチ・テーゼとしての機能を果たすことが期待できると同時に、ナショナリズム・モデルにおける権力装置としてのアイデンティティというもうひとつの局面を検証することによって、EUという政体が統治の基盤とする正統性確保および権威確立の様態を分析することも可能となるからである。

## 第二部 EUに内包された連邦思想とその歴史的系譜

第二部は第二章「「ヨーロッパ」統合思想の形成とその歴史的系譜」と第三章「戦後の統合基盤をなした連邦思想－「ヨーロッパ合衆国」から「ヨーロッパ連邦」へ」から成っており、ここでは序章で提示された統合運動の連邦主義的側面を実証的に検証するために、可能な限り一次史料に依拠しながら連邦思想とその歴史的系譜を再検討している。一般に、統合思想分析は20世紀以降から開始される場合が多いが、EUという統合様式は14世紀にまで遡ることができる豊富な「ヨーロッパ」統合思想史の上に、17世紀にサン＝ピエールが提起した*l'Union Européenne*を淵源とするものである。その後のルソーそしてサン＝シモンに続く統合思想の歴史的系譜の再検証は、EUに内在する「連邦」という方向性の厚みを描き出してくれるだろう。と同時に、これら数多の統合思想の誕生と継承はいかに当時の知識人たちが「ヨーロッパ」をひとつの社会と見なしていたか

を雄弁に物語ってもくれる。

こうした厚みとイデオロギーを含みつつ歴史的に共有されてきた「ヨーロッパ」イメージを背景としてはじめて、一連の戦後統合構想の内実——ソヴェトの脅威を動因としてカレルギーやチャーチルらによって提起された「ヨーロッパ合衆国」構想は、米国の支援を受けて戦後「ヨーロッパ」の復興と不戦共同体構築を目指したモネにより「ヨーロッパ連邦」構想として継承され、実質的統合の第一歩となったシューマン・プランや ECSC に連邦主義的側面として埋め込まれるに至ったこと——をより深く理解することができるのである。

### 第三部 EU プログラムとヨーロッパ・アイデンティティ

第三部は第四章「EU プログラムとヨーロッパ・アイデンティティの創造」、第五章「ヨーロッパ・アイデンティティ政策としての諸制度」および第六章「ヨーロッパ・アイデンティティの浸透」から成っている。

第四章では、紆余曲折を経ながらも、経済統合が行き詰まりを見せた 1970 年代前半こそ、1980 年代に見られた統合の急激な進展の土台が築かれ、連邦という統合ヴィジョンが EU プログラムへと転換された時代であったこと、そしてそこにおいて諸国民の統合を可能ならしめるヨーロッパ・アイデンティティの創造が密接に関連づけられていた事実が明らかにされている。

1972 年 10 月のパリ宣言において通貨同盟と人の自由移動、議会制民主主義の導入と共に「1970 年代末までに加盟国間関係全体を EU に転換させる」目標が採択された。その目標を「より容易にさせる」ものとして、翌 1973 年ヨーロッパ・アイデンティティ宣言が発表され、加盟国自身によって EU の根幹にヨーロッパ・アイデンティティという新たな政治的アイデンティティの創造が埋め込まれるに至る。ユーロバロメーターの創設も 1973 年であったが、これは EU 議会が主導した「ヨーロッパ世論」形成というヨーロッパ・アイデンティティ政策の一環であった。これら諸政策の背景には、共同体全体を揺るがした石油危機、および加盟諸国特に原加盟 6 カ国の国民の間に広く共有されたヨーロッパ合衆国への期待があった。

しかしながら、EU プログラムが順調に進んだわけではない。パリ宣言を受け、1975 年に提出された第一次 EU 報告書において、EU は「ヨーロッパ・アイデンティティを表現したもの」と説明され、続く 1976 年の第二次 EU 報告書において、後の一連のヨーロッパ・アイデンティティ政策の原型となる諸提案が提起されたが、第一次報告書において ECSC 設立条約に明記された「超国家的共同体」という文言が削除され、第二次報告書において連邦主義的アプローチが不採用となった。つまり、「ヨーロッパ連邦」構築に伴う障害を回避しうる「現実主義的で実現可能なアプローチ」として連邦段階発展論へと軌道修正されたのである。この流れは、同年 12 月の EU 宣言において経済政策の共同体化と外交政策の政府間協力という区分が定式化されることによって決定づけられることとなった。

しかるに、この一見統合の「後退」に見える動きも、パリ宣言の目標廃棄を意味したわけではない。1981 年 1 月にはコロンボ・ゲンシャール・イニシアティブによって政治協力強化が提案され、翌年 5 月には 30 年の歳月を経て EDC 条約が再調印されている。同

条約第 30 条 6 項 A に、「ヨーロッパの安全保障の問題に関するより緊密な協力が対外政策問題におけるヨーロッパ・アイデンティティの発展に重要な貢献をなす」との文言が明記される。そして 1984 年 2 月、パリ宣言の日程から 4 年を経て、EU 設立条約草案が採択され、同年 6 月のフォンテーヌブロー首脳会議でヨーロッパ・アイデンティティ創造決定が再確認された。こうした進展のうえに、1985 年の「市民のヨーロッパ臨時委員会」による 2 本の報告書によって、移動の自由、参政権、交換留学および交換教員制度の拡充、教育におけるヨーロッパ次元の積極的導入、共同体レベルで作成されるテレビ番組、ヨーロッパ・デイ（5 月 9 日）および共同体の旗・歌の制定など、ヨーロッパ・アイデンティティ政策の骨子が描かれたのである。

では、EU プログラムによって提起された、法律、通貨、メディア、市民権など多様な分野で実施されてきた共同体化政策は EU 市民のアイデンティティ形成にどのように影響を与えているのであろうか。この問題について、第 1 章で理論的に明らかにした諸制度がアイデンティティ形成過程において「透きとおった重圧」として機能している事態を、第五章ではユーロ、EU 法と EU 市民権、および教育・メディア政策に焦点を絞って検証した。続いて、第六章では定量的および定性的調査データをもとに、これまで論じてきた「上」からヨーロッパ・アイデンティティを創造する努力が EU 市民にどの程度受容されているかについても検証を行っている。一連の統計および参与観察によって収集されたデータ分析の結果は、多様性を内包しながらも、長期的に見てヨーロッパ・アイデンティティの増加傾向とナショナル・アイデンティティの減少傾向を示したことは強調されてよい。従来、「懐疑主義」とラベリングされてきた英国・デンマークにおいてさえも同様の傾向性を認めることができる。つまり、多くの研究者が指摘してきた「ヨーロッパ・アイデンティティ形成の失敗」との評価は妥当性を欠いている。それは EU 市民が「ヨーロッパ政府」構築に高い支持を与えていることから明らかである。

最後に結論では統合運動は近代的ネーション形成過程との連続性を強くもっており、EU とはナショナリズム的方法論を採用しながら、既存のネーション・ステイトとの競合回避の戦略を採用することで漸進的に「新しい国家性」へと発展するダイナミズムを有する政体であると主張している。

それは、国際機構や条約体制などのレジーム概念に矮小化されうるような制度的統合ではない。グローバル・ガバナンス論をその出自にもつ種々のガバナンス概念のみで把握されうるものでもない。それらは統合現象の一部を記述しうるが、一個の全体としての統合運動そのものを説明できる道具ではない。

統合運動がナショナリズム的方法論によって進展してきたことを最も象徴的に示す事例が、本稿が主題としたヨーロッパ・アイデンティティの創造である。1970 年代前半、経済統合が行き詰まりを見せる最中、共同体は新たな政治的アイデンティティの創造という目標を設定しこれを実現するための多様な努力を継続してきた。「停滞」の時代に次なる飛躍への基礎を固めていたのである。そしてこの努力と成果の上に、共同体は「EU は、今日、西ヨーロッパ諸国規模の単一のネーション・ステイトにまでかろうじて到達できるとの目標を達成するために、主権の一部を共有化させた複数のネーション・ステイトからなる複合的政治システム (a composite political system of nation states) を構成している」との自己イメージを持つまでに至っているのである。

ヨーロッパ・アイデンティティ宣言から始まった EU 自身によるヨーロッパ・アイデンティティ創造の努力は、理論的にも、また実践の上でも、個々人のアイデンティティ形成に大きな影響を与えている。今やこの土台の上に、統合運動は「ヨーロッパ」という名を冠した新しい政治的共同体を慣れ親しんだ国家的形態に発展させようとしているのかもしれない。ヨーロッパ・アイデンティティの浸透は、EU が加盟国国民に直接介入しうる権力装置として「発明」され、拡大する共同体権限を安定化させることを目的として機能していることを示唆している。

「超国家主義」を標榜した統合運動とは超「国家」という意味のみならず、新たな「超一国家」を創造する力学をも同時に内在化させていることがこれまでの論証によって明らかになったと思われる。「新しい」とされてきた EU ではあるが、「ネーション」という枠組みを「ヨーロッパ」へと拡大することによって、従来のナショナリズムが内在させてきた排除の論理をも継承している可能性を否定しえないのである。まさに統合思想が歴史的に「ヨーロッパ」の「平和」すなわち「非ヨーロッパ」の犠牲の上にその「平和」を追求しようとしてきた力学を、戦後の統合運動も例に漏れず継承している可能性がある。こうした統合運動の有する否定的側面は今後も十分に注視され慎重に検証されなくてはならないだろう。

## 2. 論文審査の要旨

本論文は問題意識が明確であり、全体としてよくまとまっている。

本論文は若い研究者らしく大胆に問題を提起しているが、次のような問題がある。

- (1) 論理は一貫しているが、叙述が単線的である。
- (2) ヨーロッパ・アイデンティティのもとでの統合に重点を置き、これをナショナリズム的方法で実現しようとしていると主張し、加盟各国のナショナリズムにはほとんど触れていない。現実にはヨーロッパ・アイデンティティのもとでの統合の動きと各国のナショナリズム的な動きとの絡み合いのなかで進んでいるのではないか。加盟諸国によるヨーロッパ憲法批准拒否をどのように説明するのか。
- (3) ネーション、ネーション・ステイト、ナショナルリティについての理解が不十分である。
- (4) ヨーロッパの統合がもっぱら西ヨーロッパ諸国間の問題として論じられ、当時の国際情勢、とくに、ソヴェト・東中欧との関係がまったく無視されている。
- (5) ヨーロッパ統合に対するアメリカ合衆国の影響が論じられていない。

## 3. 最終試験の結果

最終試験では上記の問題が指摘された。本論文執筆者の回答はおおむね妥当であった。

本論文はヨーロッパの統合をヨーロッパ・アイデンティティの観点から分析した独創的な研究であり、この分野の学問を前進させるものである。

本論文は博士（社会学）の学位を授与するに値するものと認定する。